

松本市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例改正による混浴制限年齢の引下げ（案）

松本市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例で規定する衛生管理基準の一部を改正することを検討しています。

1 改正の要旨

本市では、公衆浴場における衛生及び風紀の維持を図るため、公衆浴場法に基づき「松本市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例」により営業者が講ずべき基準を定め、公衆浴場に対する指導、助言を行っております。

近年の子どもの身体的・精神的な発育状況の変化を受け、厚生労働省は、「子供の発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究結果等を踏まえ、令和2年12月10日に「公衆浴場における衛生等管理要領」を改正し、男女の混浴制限年齢を10歳から7歳に引き下げました。

こうした背景を踏まえ、本市においても公衆浴場における混浴制限年齢を引き下げる条例改正を行うものです。（引下げを実施する時期は、県内で統一した対応を図る観点から、長野県及び長野市と調整します。）

2 改正の内容

営業者が講ずべき衛生管理基準を次のとおり変更します。

現行	改正後（案）
10歳以上の男女を混浴させないこと。	7歳以上の男女を混浴させないこと。

3 改正後の条例の施行期日

令和6年10月1日（予定）